

○金融庁告示第 号

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の九の五第一項第一号の規定に基づき、長期信用銀行法施行規則第五条の九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を次のように定め、平成二十年十二月十二日から適用する。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第五条の九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第五条の九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第十六条の四の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第十六条の四の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第七十条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（銀行法第五十二条の二十五に規定す

る基準をいう。)に係る算式に用いる基本的項目の額(長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十五の規定に基づく連結自己資本比率基準(平成十年大蔵省告示第六十五号)第四条又は第十三条に規定する基本的項目の額をいう。)に百分の五を乗じて得た額とする。